

(お知らせ)

令和3年5月14日  
京都市文化市民局  
〔担当 共生社会推進室〕  
〔電話 366-0322〕  
京都地方法務局  
〔担当 人権擁護課〕  
〔電話 231-0131 (代)〕

## 人権擁護委員による特設人権相談の一部中止について

京都市では、京都地方法務局と連携し、ひとりでも多くの方に人権相談窓口を知っていただくため、人権擁護委員による特設人権相談及び啓発を実施しています。

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月20日実施予定の特設人権相談を中止します。

なお、電話による人権相談は、法務局にて受け付けております。

(平日午前8時30分～午後5時15分)

### 記

#### 1 相談日程 (令和3年度) 5月20日 (木) 中止

相談日	相談場所	相談日	相談場所
4月22日 (木)	山科区役所	11月18日 (木)	西京区役所洛西支所
<del>5月20日 (木)</del>	<del>北区役所</del>	11月25日 (木)	下京区役所
6月1日 (火)	全区役所・支所	12月16日 (木)	南区役所
7月15日 (木)	右京区役所	12月23日 (木)	伏見区役所醍醐支所
8月19日 (木)	中京区役所	1月27日 (木)	左京区役所
8月26日 (木)	上京区役所	2月24日 (木)	西京区役所
9月16日 (木)	東山区役所	3月17日 (木)	伏見区役所
10月28日 (木)	伏見区役所深草支所		

※ いずれも午後2時～午後4時まで、予約不要、面談による無料相談

夜間相談		
共生社会推進室	偶数月の第4水曜日 (予約制)	午後6時～午後8時

※ 相談前日の正午までの事前予約が必要、面談による無料相談

(参考) 電話による人権相談 (法務局における常設人権相談)

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

※ 平日 午前8時30分～午後5時15分

Foreign-language Human Rights Hotline 0570-090911

※ Weekdays 9:00-17:00